

特別支援教育の推進体制整備について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものです。

本県では、特別支援教育への転換が提起されて以降、特別支援教育学校コーディネーターを全ての学校に配置、校内委員会の設置をはじめとする校内支援体制の構築や、相談支援体制及び地域ネットワークの構築、専門的な知識・理解をもち地域における支援の中核となる教員の育成など、特別支援教育を推進するための取組を総合的に進めてきました。平成23年度には、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や授業実践力の向上、校種間で支援をつなぐ仕組みの構築、自分らしさを大切にしたい社会的自立や職業的自立を目指す教育の推進の3本の柱を設定し、「分かる」「つなぐ」「自立する」をスローガンとして取組を推進してきました。

平成27年度からは、「地域をつなぐ！子どもが伸びる！ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業」を実施し、発達障害のある子どもだけでなく、どの子どもも「分かる」「できる」授業を目指し、ユニバーサルデザインを視点とする授業改善等について研究を進めてきました。

また、平成29年度からは「みんながスター！校内支援力アップ事業」を実施し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営により、生徒指導上の諸問題への対応とも関連させ「チーム学校」として校内支援体制の一層の充実を図っています。また、特別支援教育学校コーディネーターが専門性を高めつつ、地域におけるネットワークを構築できるよう「特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会」を県下全ての市町村、学校組合において実施することとしています。

特別支援学校においては、新しい学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の理念を具体化するため、「特別支援学校MIRAI・プロジェクト」を今年度から実施しています。また、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒の教育的ニーズの多様化に対応できるよう、より専門的な知識や技能を有する外部専門家を活用することで特別支援学校教員自身の専門性の向上を図るとともに、小・中・義務教育学校、高等学校等へのセンター的役割を果たしています。また、ICT支援員等の合理的配慮協力員を派遣することで、特別支援学校に在籍する児童生徒の合理的配慮の充実も進めています。

これらの取組を通じて一人一人の教育的ニーズに応える指導、支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと、障害のない子どもができる限り共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて「居住地校交流」を推進し、特別支援学校の児童生徒の居住する地域の小中学校等との交流の充実を図ります。